

地域医療構想の進め方について

(令和4年3月24日付け医政発第0324第6号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知)

- **令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度**において、地域医療構想に係る **民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し**を行う。
 - ・ 今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。
 - ・ 医師の働き方改革に係る規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。
 - ・ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進める。
- **公立病院**については、総務省において策定する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、**病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議**する。
- 検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、**令和4年度においては、令和4年9月末及び令和5年3月末時点における検討状況を厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表**する。

地域医療構想調整会議における協議の実施

- 各二次保健医療圏に設置の地域医療構想調整会議において、各医療機関策定の具体的対応方針等について協議のうえ、令和6年3月末までの合意を目指す。
 - 1 再検証対象とされた公立・公的医療機関**
 - ・ 令和4年6月6日に、対象医療機関に対し、具体的対応方針の再検証再開を通知
 - ・ 再検証対象医療機関に改めて具体的対応方針（公立病院経営強化プラン、公的医療機関等2025プラン）を示していただき、再検証、見直し
 - 2 公立病院**
 - ・ 公立病院経営強化プラン策定に係る講習会（R4.7.5 埼玉県市町村課開催）で、公立病院経営強化プランの策定について説明
 - ・ 策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聴く機会を設ける必要があることから、まずはプランの骨子（方向性）を示していただき、地域医療構想調整会議での意見を反映しつつ策定作業を進める。
 - 3 上記以外の公的・民間医療機関**
具体的対応方針(公的医療機関は公的医療機関等2025プラン)の策定、検証、見直し
- 県保健医療政策課で、調整会議における協議にあたっての議論のポイントを策定し、第2回埼玉県地域医療構想推進会議（9～10月予定）で承認をいただいたうえで、秋以降の調整会議で具体的対応方針の議論を進めていくことを検討している。

【令和4年度地域医療構想調整会議開催予定】

第1回 令和4年7～8月頃 / 第2回 令和4年10～11月頃 / 第3回 令和5年2～3月頃

公立・公的再検証対象医療機関において検討いただきたい内容

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

(令和2年1月17日付け医政発第0117第4号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知)

- 1 現在の地域における急性期機能や、将来の人口推移とそれに伴う医療需要の変化等の医療機関を取り巻く環境を踏まえた、2025年を見据えた自医療機関の役割
- 2 分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等）
 - ※ 分析の対象とした領域
 - ・ A 「診療実績が特に少ない」
(9領域：①がん、②心筋梗塞等の心血管疾患、③脳卒中、④救急医療、⑤小児医療、⑥周産期医療、⑦災害医療、⑧へき地医療、⑨研修・派遣機能)
 - ・ B 「類似かつ近接」
(6領域：①がん、②心筋梗塞等の心血管疾患、③脳卒中、④救急医療、⑤小児医療、⑥周産期医療)
- 3 1・2を踏まえた機能別病床数の変動
- 4 分析において設定した領域以外の一部の診療領域に特化し、疾患特性に応じて一定の急性期機能を有しており、特定の領域において地域の民間病院では担うことのできない高度・先進医療や政策医療を提供している等、地域にとって重要な役割を担っているか
 - ※ 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等